

ENERGY STAR®試験所承認のための 認定機関の承認に関する条件と基準

ENERGY STAR プログラム試験所承認プログラムの認定機関（AB : Accreditation Body）となるためには、AB は文書にて下記要件に合意すること。

一般要件

- 1) 常に ENERGY STAR 試験所承認プログラムのための認定機関の承認に関する条件と基準を遵守する。
- 2) ISO/IEC 17011 「適合性評価：適合性評価団体を認定する認定機関に対する一般要件 (Conformity assessment: General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies)」に従い、認定プログラムを運営する。
- 3) 国際試験所認定機関協力機構（ILAC : International Laboratory Accreditation Cooperation）の相互承認協定（MRA : Mutual Recognition Arrangement）への署名を有効状態に維持する。ILAC MRA における署名状況に変更があった場合には、30 日以内に文書にて EPA に通知する。
- 4) AB の評価者研修プログラムにおいて、ENERGY STAR 試験所承認要件に説明される現行要件に関する研修を含める。評価者は、評価を実施する前に研修を受けていなければならず、また評価者には、新規研修や補習が継続して提供されなければならない。ISO/IEC 17011 の通り、AB が実施する業務を考慮し十分な数の有能な人材を確実に維持できるように、必要に応じて研修を実施すること。

EPA に対する報告：

- 1) ISO/IEC 17011 の第 5 章において必要とされる、品質管理システムに関する書類の電子複写物を提出する。
- 2) 試験プログラムの強化における継続的な改善の取り組みの一環として、必要に応じて EPA との会議に参加する。これら会議において AB は、当該プログラムの状況、共通する書類不備、および試験所の認定に関する課題について、EPA 職員に概要を説明することが求められる。EPA と AB は、この会議を電話方式あるいは実際の対面方式で実施するかどうかを相談して決める。
- 3) AB に関する以下の内容に影響を及ぼす主要な変更は、30 日以内に EPA に報告する。
 - a) 法律、商業、組織、あるいは所有権に関する状況。
 - b) 組織構成および管理体制（例：主要管理職員）。
 - c) 適切な場合において、方針または手続。
 - d) 所在地。
 - e) 重要な場合において、従業員、施設、作業環境、または他の資源。および、
 - f) AB の能力、承認されている活動の範囲、または ENERGY STAR 要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他事項。
- 4) ENERGY STAR 試験方法に関するすべての問題は、解決のために EPA に送信し、これら問題の解決に関する EPA の決定に従う。

- 5) 要求に応じて、以下の内容を含む試験所認定に関する情報の電子複写物を EPA に提供する。
 - a) 認定の発効日。
 - b) 認定の有効期限（適用される場合において）。
 - c) ENERGY STAR に関する認定された試験方法。および、
 - d) ENERGY STAR に関する認定された試験方法ごとの有資格従業員の一覧。
- 6) EPA が承認した認定試験所の認定状況に悪影響を及ぼす行動を記録するために、本件を書面にて直ぐに EPA に通知し、AB のウェブサイトを更新する。
- 7) 是正行動計画と書類等不備の解決の証拠書類を含む、ENERGY STAR 試験に関する試験所評価書類の複写物を、要求に応じて EPA に提供する。本件に対する試験所の合意は、EPA による試験所承認の条件である。

試験所評価の実施:

- 1) ENERGY STAR 試験所承認要件の準拠に関して試験所の運営を評価する。
 - a) 満足な結果が得られた場合、ENERGY STAR 試験所承認要件に説明される ENERGY STAR 適合に必要な試験を実施するための、試験所の技術的能力を証明する。この証明には、当該試験所が承認されている具体的試験方法の一覧が当該試験所の認定範囲内であることを確保することが含まれる。
 - b) 明確化が必要な試験方法の解釈を確認した場合には、EPA に通知する。
 - c) ISO/IEC 17025 により求められるように、試験所の管理体制および従業員の公平性や、業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある、不当な内的または外的な商業上、財務上、あるいは他の要因による圧力や影響からの解放を示す書類を評価する。

注記 : AB が継続して試験所の公平性を系統的に監視することを、EPA は期待している。 ISO/IEC 17025 の要件と整合する書類審査には以下の内容が含まれるが、これらに限定されない可能性がある。

- i) 試験所の結果について管理、実施、または検証を行う全職員の責務、権限、および相互関係が、職員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある要因から影響を受けないと示す組織図。
- ii) 内部監査の日付、監査所見、および是正措置。
- iii) 顧客からの苦情と是正処置。
- iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
- v) 試験所の被雇用者が倫理や遵守の監査に参加し、定期的に合格しているという証拠。および、
- vi) 試験結果に不当な影響を与えるとする企てに対し、報告や対処する機構が実施されているという証拠。

- 2) ILAC MRA および ISO/IEC 17011 要件に基づき、各試験所に対して現地調査一式を実施する。

- 3) 試験所に対する認定を認める前に、査定において発見されたすべての課題は解決され、是正措置が実施されていることを確認する。
- 4) EPA がその自由裁量により、検証試験プログラムの要件を遵守するために実施されるすべての評価に立ち会うことを認める。EPA は、AB の評価予定を乱すことの無いように、このような立ち会いの実施日程を AB と相談して決めることに合意し、また立会人としてのみ活動すること、およびいかなる方法においても AB および／またはその評価者の評価活動に参加しないことに合意する。
- 5) AB が認定したすべての EPA 承認試験所を示す最新案内を、AB のウェブサイト上に公開し維持する。本案内には少なくとも以下の情報が含まれていなければならない。
 - a) 試験所名、所在地、および電話番号
 - b) 試験所の連絡窓口
 - c) 認定の発効日
 - d) 認定の有効期限（規定されるとおり）、および
 - e) 認定の範囲
- 6) 認定に関する文書を少なくとも 5 年間は保持する。
- 7) 試験所認定の決定そのものの責任を負う。当該 AB は、認定の決定を完全にあるいは部分的に他の組織に委託することはできない。